

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年7月7日(水) 15時30分～

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	3番	杉田恒雄
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 空き家に付属した農地指定について
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について
第2号 農用地利用配分計画の認可について
第3号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	千原 秀樹
主幹・農地係長	石井 良市
主査	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦

7. 会議概要

議 長

ただ今から、令和3年第7回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、1番 原委員、2番 山田委員 にお願ひします。

なお、第4条及び第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願ひします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願ひします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。

説明に入る前に、担当の農水産課職員をご紹介します。農政係の中山副課長と安西主事です。

案件は、農振農用地の除外申立てが2件です。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」に基づき、館山市長より、この原案に対する農業委員会の意見を求められたため、本日午後1時30分より小委員会を開催し、審議を行いました。

小委員会では、説明を受けた後、現地調査を行い、審議し、農地法の観点から判断した結果、除外2件について「承認」という意見としました。

それでは、農水産課より、詳しい説明をお願ひします。

主 事

農水産課の安西です。よろしくお願ひします。それでは、座らせて説明させていただきます。

館山市農業振興地域整備計画の変更についてですが、一般的には農振農用地の除外のことを言います。館山市が優良農地の確保・保全に努めるため、特に農業振興を図っていく地域を「農用地区域」として設定し、「農業振興地域整備計画」を策定しています。農用地を除外するにあたり、農業振興地域整備計画を変更するものです。

農用地除外の申立の受付の締め切りは、年2回あり、6月15日と

12月15日ですが、今回は、6月15日に締切った農用地除外申立2件の説明をさせていただきます。

農振農用地の除外に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法において定められている要件をすべて満たすとともに、農地法など他法令の許認可見込みの有無を確認することが要件となっています。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、農業振興地域整備計画を変更するときは、農業委員会の意見を聴くものとなっていますので、先日農業委員会会長に意見の提出をお願いし、本日委員の皆様にご足労いただいた所でございます。

それでは、お手元の資料にしたがいまして、説明したいと思います。

まず、1枚目をめくっていただき、農用地除外申立一覧をご覧ください。

除外案件1につきまして、ご説明させていただきます。

申請者は、市内大井の館山市大井にお住いの方です。

申請地は、館山市大井字赤立（アカダチ）1766番1、現況地目は畑、地積は661㎡です。

土地の権利関係は使用貸借の予定で、事業内容は農家住宅及び資材置場です。

住宅は木造平屋建ての建築面積99.07㎡です。

資材置場については400㎡ほどの面積を計画しております。

2ページが位置図、3ページは周辺土地利用状況図で黒塗の部分で今回除外する場所です。4ページが公図の写し、5ページが土地利用計画図、6ページが家屋立面図、7ページが家屋平面図となっております。

事業計画者は申請者の娘で市内高井にお住いの方です。

申立理由についてですが、事業計画者は申請者が営んでいる果樹園の後継者として毎日農作業を行っています。現在は市内のアパートに夫婦で生活していますが、果樹園の近くに娘夫婦が住む家を建築しようと申立に至りました。

土地の選定理由としましては申請者の耕作する農地にも近く、農作業の効率化や農業利用に効率的であり、必要面積が確保できる土地であるとともに、市道に接続しているため農業者の方への影響が少ないと考え、選定いたしました。

また、現在申請地に隣接している倉庫を梨の作業場兼販売所として使用しているため、資材置場が確保できておりません。そのため耕作する農地の近くに資材置場を作ること、農作業を効率的に進められると考えました。

同意状況は農家組合長、水利組合長、土地改良区から同意を得ており、隣接農地は申請者の土地以外ございません。また、安房中央ダムの受益地ではございません。

続きまして、除外案件2につきまして、ご説明させていただきます。

表紙の次ページの農用地除外申立一覧をご覧ください。

申請者は、地権者の市内沼にお住いの方です。事業計画者は市内沼にお住いの方です。

申請地は、館山市沼字坊ヶ下（ボウガシタ）719番3、現況地目は宅地、地積は39㎡です。

土地の権利関係は売買です。

事業内容は宅地拡張用地です。

8ページが位置図、9ページが周辺土地利用状況図で黒塗の部分が今回除外する場所です。10ページが公図の写し、11ページが土地利用計画図、12ページが顛末書となっております。

申立理由は申請者の姉が平成13年に沼字坊ヶ下（ボウガシタ）718番4に建物を建設した造成工事の際に沼字坊ヶ下（ボウガシタ）719番1の一部にまで埋め立てをしてしまったため段差ができてしまったので、その一部を分筆して沼字坊ヶ下（ボウガシタ）719番3をそのまま宅地として使用していました。12ページに顛末書がありますが既に建物と宅地を譲渡した事業計画者の宅地の一部として利用されております。その土地を事業計画者に譲渡するため申立に至りました。

同意状況としては農家組合長、水利組合長から同意を得ております。隣接農地については申請者の土地以外ありません。また、安房中央ダムの受益地ではございません。

以上で農水産課の説明を終わります。

説明が終わりましたが、ご質問等ございますか。

質問等ないようですので、お諮りいたします。

小委員会の決定どおり、農振農用地除外の2件について、「承認」としてよろしいか、賛成の農業委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

承認とする者全員と認め「承認」として決定いたします。

以上で農振除外関係の審議を終了します。

ここで農水産課職員は退席します。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

整理番号1 所在地は上真倉 浪石1737番1外2筆、登記地目、田、現況地目、畑で585㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内上真倉にお住まいの55歳の方、譲受人は住民登録

議 長

主任主事

は東京都目黒区ですが、主に市内下真倉にお住まいの67歳の方です。
事由としては、譲渡人は相続したが農業を行っていないため、譲り渡します。

譲受人は自宅に隣接する利便性のよいこの農地を取得して果樹を中心に栽培し農業を始めたいとのこととです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、同時に申請している利用集積による貸し借りによりクリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

議長

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

整理番号1 所在地は 広瀬 乙女 1405 番1、登記地目、現況地目共に田で2846㎡の内14.59㎡の案件です。

この案件は、5月の総会でご審議いただき、「許可相当」との意見をいただきましたが、総会后に申請者より一部書類の不備があり、一旦取り下げたいとの申し出があったため、再度申請となったものです。

申請人は鋸南町の38歳の方です。

転用の事由及び施設は、安定した事業収益と再生可能エネルギー事業を通して温暖化対策に貢献するため、営農型太陽光発電設備パネル288枚を建設するとともに稲作を行います。

主任主事

農地の区分について説明します。この農地は農振農用地区域内にある農地ですが、営農型太陽光発電設備は農振農用地であっても許可できることとなっています。なお、この案件は期間3年間の一時転用となり、3年後に継続する場合は、再度、許可が必要となります。

農地法第4条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、融資証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第4条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第4条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和3年10月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

説明が終わりました。

議長

整理番号1については、営農型太陽光発電設備を建設しようとするものです。

4番委員、ご意見等ございますか。

4番委員

特に問題無いと思います。

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

議長

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の4ページ、整理番号1~4について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 笠名 岡 1203 番、登記地目、現況地目、共に畑で合計 512 m²の内 215 m²の賃貸借権設定の案件です。

申請人は市内笠名の 55 歳と 56 歳のご夫婦 2 名です。

転用の事由及び施設は、NPO 法人「海辺の鑑定団」の理事長をしているが、現在の自宅では駐車場も狭く、活動に支障があり、また、

現住居も不便であるため、活動に利便性の良い所へ専用住宅木造平屋建を建て転居したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年9月1日から工事着手し、令和4年3月30日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 高井 中川 896 番 1、登記地目、田、現況地目、畑で 366 m²の所有権移転の案件です。

申請人は鴨川市の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズに対応し、安価で良質な建売住宅を提供するため、建売分譲住宅木造2階建3棟を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年8月15日から工事着手し、令和4年8月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は 北条 鶴ヶ谷 2089 番 1 外 2 筆、登記地目、田、現況地目、共に畑で 388 m²の所有権移転の案件です。

申請人は袖ヶ浦市の44歳の方です。

転用の事由及び施設は、需要の見込めるこの土地に木造2階建のアパートを建て、老後の生活の安定を図りたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年9月1日から工事着手し、令和4年1月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4 所在地は 竹原 若櫻 2983 番、登記地目、現況地目共に田で、面積は 1730 m²です。

申請人は市内菌の法人です。

転用の事由及び施設は、非常に深い場所があり、耕作機械を使用することに苦慮しており、畑として使用するために 2.96m嵩上げして造成したい。申請者が一定期間借用して盛土等を行い農地造成する一

時転用になりますが、農地造成した後は菜花を栽培します。

農地の区分について説明します。この農地は農業振興地域内の農用地となっております。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年8月10日から工事着手し、令和4年7月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

また、以上の案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅を建設するための申請になります。

議長

7番委員、ご意見等ございますか。

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、建売分譲住宅3棟を建設するための申請になります。

担当推進員

6番委員、ご意見等ございますか。

議長

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

6番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号3については、共同住宅を建設するための申請になります。

担当推進員

6番委員、ご意見等ございますか。

議長

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、議案番号1から3についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

整理番号4については、農地造成するための申請になります。

4番委員、ご意見等ございますか。

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

搬入する土が建設残土となっておりますが、耕作に問題ないのですか。

「埋立て等事業計画書」が添付されており、その内容から問題ないと判断します。また、残土条例にも該当しており、現在、事前協議中で、最終的に許可を待って転用も許可となりますので、そのことから問題ないと判断します。

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、議案番号4についてお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(8名中7名)

許可相当とする者多数と認め、「許可相当」と決定いたします。

議長

9番委員

主任主事

議長

つづきまして、議事日程第5議案第5号「空き家に付属した農地指定について」を議題とします。

資料の7ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

整理番号1 所在地は 神余 山下 3470 番外 1 筆、登記地目、現況地目共に畑で 287 m²です。

申請人は市内館山にお住いの方です。

空き家の所在地はこれらの農地に隣接する神余 3472 番地です。

主任主事

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

議長

その他に質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「指定」することについて決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

指定とする者全員と認め、「指定」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第6議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の6ページから9ページ、整理番号1から16について審議します。

それでは、私の方から説明いたします。資料の6ページをご覧ください。

主査

整理番号1 所在地は、藤原 稻荷前 741 番外 5 筆 地目は畑・田で、合計面積 5,164 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 100,000 円、10 a 当たり 19,364 円です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号2 所在地は、小原 大苗代 330 番 地目は田で、面積 383 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は小原にお住まいの方、借受者も小原の方です。設定の期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号3 所在地は、国分 市ノ坪 404 番 地目は畑で面積 608 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は、東京都にお住まいの方、借受者は北条の方です。設定の期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、腰越 西 855 番 1 地目は畑で、面積 1,402 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 7,000 円、10a 当たり 4,992 円です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者は北条の方です。設定の期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、水岡 小谷 1389 番 地目は畑で、面積 227 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は水岡にお住まいの方、借受者は安東の方です。設定の期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、水岡 小谷 1390 番 地目は畑で、面積 180 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は水岡にお住まいの方、借受者は安東の方です。設定の期間は令和3年8月1日から令和13年7月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、腰越 西 856 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,544 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 76 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は小原にお住まいの方、借受者は腰越の方です。設定の期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間で、再設定です。

整理番号8 所在地は、正木 西郷 329 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 10,057 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 300 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号9 所在地は、広瀬 上沢 1547 番 地目は田で面積 1,979 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は、広瀬にお住まいの方、借受者は北条の方です。設定の期間は令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号10 所在地は、東長田 和田 1289 番 1 地目は畑で、面積 362 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 2,000 円、10a 当たり 5,524 円です。貸付者は大戸にお住まいの方、借受者は、東京都の方です。設定の期間は令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年で、新

規設定です。

整理番号 11 所在地は、東長田 和田 1289 番 2 地目は畑で、面積 338 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 2,000 円、10 a 当たり 5,917 円です。貸付者は大戸にお住まいの方、借受者は東京都の方です。設定の期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日までの 1 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、犬石 白石 388 番 外 18 筆 地目は畑・田で、合計面積 11,218 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者も犬石の方で経営移譲です。設定の期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号 13 所在地は、犬石 東蒲生 173 番 1 外 3 筆、地目は山林 原野・宅地・畑で、合計面積 4,190.26 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 100,000 円、10a 当たり 23,864 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は、下真倉の法人です。設定の期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの 5 年で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、八幡 上浜田 134 番 地目は田で、面積 1,993 m²、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 1 等米 60 kg、10 a 当たり 30 kg です。コシヒカリに比べて、高温耐性に優れた多収品種で、味も同等である。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、八幡 上浜田 135 番 地目は田で、面積 646 m²、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 1 等米 19 kg、10 a 当たり 30 kg です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は、公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、八幡 沼田 232 番 地目は田で、面積 947 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は、公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 3 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

以上 16 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

議 長

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の10ページ、整理番号1から2について、事務局より説明をお願いします。

主 査

農用地利用配分計画の利用権解除につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人千葉県園芸協会が、所有者から借り受け、受け手と貸借権の設定を行った農地について、貸借契約を解除したものです。そのため、当該農地については、2年間は千葉県園芸協会が維持管理をしていくこととなります。その間に、新たな耕作者を探しますが、見つからない場合には、所有者に返還となります。

それでは10ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、長須賀 増野谷 706 番 外1筆 地目は田で合計面積3,333㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、隣接地の焼却灰により、食用菜花の出荷が出来なくなったとのことです。

整理番号2 所在地は、山本 沢ノ町 238 番 3、地目は田で、面積1,700㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、水はけが悪く、農業機械が数回もぐってしまい、耕作するには適さなかったとのことです。

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

議 長

つづきまして、報告事項第2号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の11ページから14ページ、整理番号1から23について、事務局より説明をお願いします。

では、引き続き、私の方から説明します。

利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた土地について、

主 査

令和3年4月の総会で受け手と貸借権の設定を行ったものです。
まず、11ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、川名 栗坪 391 番 9 外 4 筆 地目は山林原野・畑で、合計面積 1,889 m²を、千葉県園芸協会が川名にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 5,000 円、10a 当たり 2,646 円です。借受者は南房総市の方です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号2 所在地は、大井 矢附 1809 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,473 m²を、千葉県園芸協会が大井にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号3 所在地は、大井 大溝 1703 番 地目は田で、面積 1,324 m²を、千葉県園芸協会が大井にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号4 所在地は、川名 御菌 817 番 地目は田で、面積 1,832 を、千葉県園芸協会が川名にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は1年目から5年目までは米 30 kg、10a 当たり 16 kg、6年目以降は米 60 kg、10a 当たり 32 kgです。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号5 所在地は、川名 御菌 814 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,346 m²を、千葉県園芸協会が川名にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は1年目から5年目までは免除、6年目以降は 20,076 円、10a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

12ページをご覧ください。

整理番号6 所在地は、川名 滝ノ澤 826 番 地目は田で、面積 1,172 m²を、千葉県園芸協会が川名にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は1年目から5年目までは免除、6年目以降は 7,032 円、10a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号7 所在地は、南条 簾 789 番 地目は田で、面積 1,664 m²を、千葉県園芸協会が八王子市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 1 年目から 5 年目までは免除、6 年目以降は 9,984 円、10 a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 10 年です。

整理番号8 所在地は、北条 八反目 2725 番 地目は田で、面積 530 m²を、千葉県園芸協会が八幡にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 3,180 円、10 a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 10 年です。

整理番号9 所在地は、北条 八反目 2726 番 地目は田で、面積 440 m²を、千葉県園芸協会が八幡にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 2,640 円、10a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 10 年です。

整理番号10 所在地は、北条 八反目 2730 番 地目は田で、面積 2,020 m²を、千葉県園芸協会が八幡にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 12,120 円、10a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 10 年です。

整理番号11 所在地は、正木 上沼 2216 番 1 地目は田で、面積 145 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 10 年です。

整理番号12 所在地は、正木 上沼 2216 番 2 地目は田で、面積 105 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 10 年です。

整理番号13 所在地は、正木 上沼 2216 番 3 地目は田で、面積 740 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 10 年です。

整理番号14 所在地は、正木 上沼 2237 番 地目は田で、面積 1,021

m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号15 所在地は、那古 塩田 1774 番 地目は田で、面積 800 m²を、千葉県園芸協会が那古にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号16 所在地は、那古 塩田 1775 番 地目は田で、面積 1,459 m²を、千葉県園芸協会が南房総市にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号17 所在地は、稲 五ノ坪 1270 番 地目は田で、面積 2,927 m²を、千葉県園芸協会が船橋市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 10,000 円、10a 当たり 3,416 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号18 次のページにもありますが、所在地は、那古 辻ノ前 1722 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,040 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 6,240 円、10a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

13 ページをご覧ください。

整理番号19 所在地は、那古 辻ノ前 1723 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,224 m²を、千葉県園芸協会が南房総市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 31,344 円、10a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号20 所在地は、正木 白沼 1030 番 2 外 2 筆 地目は田で、合計面積 4,992 m²を、千葉県園芸協会が南房総市にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 150 kg、10a 当たり 30 kg です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和3年5月26日から令和13年4月30日までの約10年です。

整理番号21 所在地は、安布里 青木田 210 番 1 外 2 筆 地目は田

で、合計面積 3,089 m²を、千葉県園芸協会が北条にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 18,534 円、10a 当たり 6,000 円です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 10 年です。

整理番号 22 所在地は、稲 奥野 1095 番 1 地目は田で、面積 2,507 m²を、千葉県園芸協会が二子にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 75 kg、10a 当たり 30 kg です。借受者は大戸の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 10 年です。

整理番号 23 14 ページにもありますが、所在地は、東長田 石神 1350 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,363 m²を、千葉県園芸協会が東長田にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 161 kg、10a 当たり 30 kg です。借受者は作名の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 5 月 26 日から令和 13 年 4 月 30 日までの約 10 年です。

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

議 長

つづきまして、報告事項第 3 号、「農地適正化あっせんの申出について」を議題とします。

資料の 15 ページ、整理番号 1 について事務局より説明をお願いします。

整理番号 1 所在地は 竹原 平田 2384 番外 3 筆、登記地目、現況地目は共に畑で、合計面積は 1066 m²です。

申出者は千葉市にお住まいの方です。

主任主事

申出理由は、相続したが耕作する予定がないので売却したいということです。

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を 2 名指名します。

議 長

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員にお願いすることになっております。

整理番号 1 について、九重地区ですので小倉彰推進委員と北見富夫推進委員をお願いします。

なにか、不明な点がありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。
つづきまして、事務局より連絡事項等についてお願いします。

8月の総会日程について、次回は8月6日(金)を予定しています。
場所は、本館2階会議室で行います。

主 幹

以上で、第7回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

16時30分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

脇田安保

館山市農業委員会委員

原 晴美

館山市農業委員会委員

山田 滋